

リロワークス利用規約

リロワークス(以下「本サービス」という)の利用においては、以下の条件が適用されるものとする。

第1条（用語の定義）

リロワークス利用規約(以下「本規約」という)における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) SPM	株式会社スペースマネジメント
(2) 顧客	本サービスの契約者である法人・個人
(3) 顧客コード	SPMから顧客に発行するコード
(4) ユーザー	実際に本サービスを利用する個人（顧客が法人である場合は当該顧客の役員及び従業員をいい、顧客が個人である場合は本サービスの契約者本人をいう。）
(5) オフィス	ユーザーがオフィスとして利用できる施設（別紙に定める施設をいう。）
(6) オフィス事業者	オフィスを運営する事業者
(7) 本契約	顧客が申込書を提出しSPMが承諾することで成立する本サービスの利用契約

第2条（利用の申し込み）

1. 本サービスの利用を希望する者は、SPM所定の申込書の提出又はウェブサイトにてSPM所定の内容を入力することをもって本サービスの利用を申し込むものとし、SPMが当該申込みを承諾したときに、本サービス利用契約が成立するものとする。
2. SPMは、以下の場合に本サービスの利用を承諾しないことがある。なお、承諾しなかった場合の判断の理由については一切利用を希望する者に開示しない。また、利用を希望する者は判断の結果に対して異議を述べることはできない。
 - (1) 利用を希望する者が実在しない場合
 - (2) 利用を希望する者が届け出ている住所、電話、メール等の連絡先に連絡が取れない場合
 - (3) 利用を希望する者が届け出た情報に虚偽またはこれに類する不正確な内容の記載が含まれていることが判明した場合
 - (4) 利用を希望する者が規約違反等によりSPMまたはそのグループ会社が運営するサービスの利用を停止されたことがある場合等、SPMが本サービスの利用を承諾すべきではないと判断した場合
 - (5) SPMの業務の遂行上または技術上支障がある場合
 - (6) その他SPMが不適当と認めた場合

第3条（利用プランと支払い）

1. 本サービスの利用プランは以下のとおりとする。なお、別途指定がない限り、以下の利用プランにおいては本サービスで提供するすべてのオフィスが利用できるものとする。

プラン名称	利用料金	契約期間	利用条件
平日定額使い放題 プラン (1ヶ月)	月額3,618円 (税抜) ※月額3,980円 (税込)	利用開始月の1日から月 末までの1ヶ月間 (※)	・登録したユーザーが契 約期間中、別紙に定める 条件においてオフィスを 利用できる

※1日にあたる日が土日祝日に該当する場合は翌平日とし、月末にあたる日が土日祝日に該当する場合は前平日とする

- SPMは、毎月20日までに、翌月の本サービス利用料金（以下「利用料金」という）にかかる請求書を顧客に対し送付し、顧客は当該請求書の発行日が属する月の末日までに、当社が承認した以下各号に定めるいずれかの方法にて料金を支払う。
 - 銀行振込による場合：当社の指定する金融機関の口座に振込にて利用料金を支払う。なお、振込手数料は顧客の負担とする。
 - クレジットカード（WEB決済）による場合：SPMは請求書とともに電子メールにて顧客に対し決済用URLを送付し、顧客は当該URLの案内に従い支払う。
 - PayPayによる場合：SPMは請求書とともに電子メールにて顧客に対し決済用QRコードを送付し、顧客は当該QRコードの案内に従い支払う。
- 第1項に定める本サービスの利用料金のほか、別途オフィス事業者による追加の役務提供等が発生する場合の料金の支払い方法等については、オフィス事業者との協議により別途定めるものとする。

第4条（契約期間）

- 本契約の期間は、前条第1項に定める契約期間とし、申込時に指定した月の1日から開始する。
- 顧客は、契約期間中に本契約を解約することはできない。また、利用料金の日割り計算は行わないものとする。
- 顧客は、本契約を解約する場合、本契約期間満了日の10営業日前までにSPMに対して本契約を更新しない旨をSPM所定の方法にて通知するものとし、当該通知がない場合、本契約は契約満了日時点の利用プランにて契約満了日の翌日から更に1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様とする。
- 顧客は、利用プランを変更する場合、契約満了月末日の10営業日前までにSPMに通知するものとする。この場合、契約満了日の翌日より変更後のプランが適用されるものとする。

第5条（顧客コード及び会員カード）

- SPMは、本契約締結後、顧客に対し顧客コード及び顧客コードを記した会員カードを発行する。
- 顧客は、顧客コード及び会員カードの取扱いにつき以下各号の事項を承諾し、ユーザーに対して承諾させるものとする。

- (1) オフィスを利用する際はオフィス事業者に対し会員カードを提示しなければならないが、当該会員カードのコピーや写真の提示をもって会員カードの提示に代えることはできないこと。
- (2) オフィス利用時にオフィス事業者がユーザーの本人確認を行う場合があること。
- (3) 顧客は、自己の責任において顧客コード及び会員カードを管理するものとし、顧客コード及び会員カードを利用した本サービスの利用やそれに伴う一切の行為は、顧客自身による利用および行為とみなすこと。
- (4) 顧客コード及び会員カードが第三者に利用されたことによって生じた損害についてSPMは一切責任を負わないこと。
- (5) 顧客は、ユーザー以外の者に顧客コード及び会員カードを利用させてはならず、第三者に貸与・譲渡することはできないこと。なお、顧客が法人である場合、当該顧客の役員又は従業員が当該顧客コードにより本サービスを利用することができるが、同一時間に本サービスを利用できるユーザーは1名のみとすること。
- (6) 会員カードを紛失した場合は速やかにSPMに通知し、再発行申請を行うこと。なお、この場合、顧客は再発行手数料として金500円（税抜）を当社が別途定める方法にて支払うものとし、再発行にあたっては、顧客コードが変更されること。

第6条（オフィスの利用に関する重要事項）

1. 顧客は、オフィスの利用にあたっては以下各号の事項を承諾し、ユーザーに対して承諾させるものとする。
 - (1) 顧客およびユーザーは、オフィスの空席（空室）を事前に予約することはできないこと。
 - (2) オフィスの工事、満室等により希望するオフィスが利用できない場合があること。
 - (3) 本サービスで利用できるサービスの範囲は、原則としてオフィスの利用に限られ、プロジェクター等の備品・機器やオプションサービス等を利用する場合、別途料金の請求が発生する場合があること。
2. 顧客は、オフィスを利用する際、各オフィスが定める利用規約及び利用条件（以下、「オフィス事業者利用規約等」）に同意し、これらを遵守しなければならないが、ユーザーにも遵守させるものとする。

第7条（顧客情報の取扱い）

1. SPMは、ユーザー情報および顧客情報（個人情報保護法において定義される個人情報に該当するもの）について、SPMの「プライバシーポリシー」（<https://www.relo-kaigi.jp/privacy/>）にて定める「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報の取り扱いについて」の規定に従い善良な管理者の注意をもって管理する。
2. SPMは、ユーザー情報および顧客情報を「個人情報の取り扱いについて」の定めに従い利用する。なお、利用目的には以下を含む。
 - (1) 本サービス及び本サービスに付帯するサービスの提供、顧客及びユーザーへの連絡および問い合わせに関する回答・資料の発送のため
 - (2) 郵便物、電話、電子メール、または訪問等による営業活動、アフターサービスおよびマーケティング（アンケートのお願い等）活動、顧客動向分析または商品開発等の調査分析

3. 顧客は、オフィス事業者が本サービスに基づき顧客及びユーザーにオフィスを利用させるために必要な範囲内で、ユーザー情報及び顧客情報をSPMから当該オフィス事業者を提供することに同意する。

第8条（メールサービス）

1. 顧客およびユーザーへのメール送信に際し、メールの未送信、遅延、文字化け、同一メールの複数回送信が発生しても、SPMはその責任を負わない。
2. 顧客が受信したメールを削除・紛失した場合も、SPMは当該メールの再送信は行わない。
3. 顧客およびユーザーが登録しているメールアドレスを変更した場合、当該変更が有効となり、変更後のメールアドレスにSPMからのメールが届くまでには日数を要することを顧客およびユーザーはあらかじめ了承し、SPMに対して再送信等の要求を行わないものとする。
4. 顧客およびユーザーは、SPMからメールマガジンを受信することを了承した上で、本サービスのユーザー登録をするものとする。当該メールの受信は、当該メールに記載する所定の方法により停止することができる。

第9条（禁止事項）

1. 顧客は、本契約上の地位、本契約に基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。
2. 顧客は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) SPM、オフィス事業者および他者の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (2) オフィス事業者利用規約等に違反する行為
 - (3) SPM、オフィス事業者等の関係者および他の利用客等に対し、嫌がらせ、不合理なクレームおよび威圧的言動をするなどの迷惑をかける行為
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する又は利用させる行為
 - (5) 本サービスの不具合や障害を不正な目的で利用する行為
 - (6) 本サービスの運営を妨害する行為
 - (7) SPM及びオフィス事業者の名誉・信用を毀損し、もしくはSPM及びオフィス事業者の財産を侵害する行為及び不利益を与える行為
 - (8) 本サービスと同種又は類似のサービスを提供する行為
 - (9) 法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為
 - (10) その他SPMが不相当と判断する行為

第10条（秘密保持）

1. 顧客は、本サービスの提供または利用に関して知り得た情報について、第三者に対して開示、漏えいしてはならない。
2. 顧客は、SPMが、本サービスの運営のために必要な範囲内において、本サービスの運営に関わる委託先、提携先等の第三者に秘密情報を開示することをあらかじめ承諾する。その場合、SPMは当該第三者に対し、自己が負担するのと同等の義務を負わせるものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

SPMおよび顧客は、本契約期間中、自ら及び自らの役員・従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者に該当せず、かつこれらと何ら関係がないことを保証する。一方当事者が当該保証に違反した場合、相手方は何らの催告を要せず、本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。また、これにより違反した当事者に損害が発生しても解除した当事者は賠償の責を一切負わない。

第12条（本契約の解除）

1. SPMは、顧客が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、顧客への事前の通知または催告を要することなく本サービスの利用を停止し、もしくは本契約を将来に向かって解除（以下、「解除等」）することができる。
 - (1) 顧客が料金の支払を遅延した場合
 - (2) 顧客及びユーザーによる本サービスの利用に関し、第三者からSPMにクレーム・損害賠償請求等が行われた場合
 - (3) SPM及びオフィス事業者及び関係者並びにオフィス利用者等の第三者との間でトラブルや紛争が発生し、信頼関係が破壊された、又はそのおそれがあるとSPMが判断したとき
 - (4) 第9条に定める禁止事項に該当した場合、または違反するおそれがあるとSPMが判断した場合
 - (5) 前号のほか本規約に違反し、SPMがかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
 - (6) 第2条第2項各号のいずれかに該当する場合
 - (7) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに類する手続を自ら申し立てもしくは申し立てを受けた場合
 - (8) 手形・小切手の不渡処分を受けた場合、又は支払不能となったとき
 - (9) 財産状況又は社会的信用に重大な不安が生じたとき
 - (10) 営業を廃止したとき、監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (11) その他、SPMが解除等の措置が必要と判断した場合
2. SPMが解除等の措置をとったことにより顧客に損害が発生したとしても、SPMは一切責任を負わない。なお、本契約解除時点において、顧客がSPM及びオフィス事業者に対して債務を有する場合は、SPM又はオフィス事業者の請求に従って速やかに支払うものとし、本契約解除時点で既に顧客がSPMに対して支払い済みの利用料金について、SPMは返金を行わないものとする。
3. 顧客が第1項各号のいずれかに該当することによりSPM及びオフィス事業者その他第三者が損害を被った場合、顧客はその一切の損害につき賠償する義務を負うものとする。

第13条（クーリングオフ）

顧客が個人である場合、当該顧客は、第2条第1項に基づく本サービスの利用申し込み日から8日間を経過するまでは、特定商取引法第58条の14第1項の定めに基づき、書面により本契約の申し込みの撤回又は本契約の解除を行うことができる。

第14条（通知義務）

顧客は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じる場合、事前にSPMに通知しなければならないものとする。

- (1) 本規約に違反する事実及び本規約第9条に定める禁止事項、第12条1項に定める解除事由に該当する事実があるとき又はそのおそれがあるとき
- (2) 商号、代表者、氏名、本店、所在地、連絡先、重要な組織の変更があるとき
- (3) その他登録情報の内容に変更が生じるとき

第15条（免責）

1. SPMは、天災地変その他不可抗力、本サービス及びオフィスの利用サービスの停止等による本サービスの提供の遅延、商機の損失等につき一切責任を負わないものとし、顧客は、これらの事情を理由として、本サービスにかかる利用料金の返還、損害の賠償等の一切をSPM及びオフィス事業者に対し請求できないものとする。
2. SPMは、顧客に対し、本サービスについて、明示又は黙示を問わず、商業性、利益、特定の目的への適合性、有用性、互換性、完全性、正確性、信頼性、実用性、可用性、適法性その他瑕疵のないこと、及び第三者の権利を侵害していないことの保証を含むいかなる及び保証も行わないものとする。
3. 本サービスの利用を通じて締結されるオフィスの利用契約は、オフィス事業者と顧客及との間において締結されるものであり、オフィスの利用に関する顧客、ユーザー、関係するその他の第三者に対する一切の責任は、顧客及び当該オフィスにかかるオフィス事業者が負うものとし、当該オフィス事業者以外のオフィス事業者（SPMを含む。）に対し、本サービスにかかる利用料金の返還、損害の賠償等の一切を請求できないものとする。
4. 顧客は、本サービスの利用によりオフィス事業者を含む第三者との間で紛争が生じた場合、顧客自身の責任と費用をもって解決しなければならない。
5. 顧客及びユーザーが本サービスの利用にあたってSPM及びオフィス事業者その他第三者に損害を与えた場合、顧客はその一切の損害につき賠償する義務を負うものとする。
6. SPMは、本サービスの提供にあたって故意または重大な過失に基づき顧客に損害を与えた場合に限り、顧客が現実には被った通常の損害に対して賠償をする責任を負う。

第16条（規約の変更）

1. SPMは、①顧客の一般の利益に適合する場合の他、②本規約の変更が本サービス利用の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、顧客の承諾を得ることなく本規約の内容を変更することができる。
2. SPMは、本規約を変更する場合、顧客に対して変更後の本規約の内容および効力発生日を周知する。

3. 顧客が本規約の変更の効力発生日以降に本サービスを利用した場合、顧客は当該掲変更条件を承諾したものとみなし、当該時点をもって変更後の規約が適用される。

第17条（本サービスの変更）

1. SPMは、SPMの任意で顧客に通知することなく、本サービスの内容及び利用可能なオフィスの全部又は一部を変更、更新、修正、又は追加する権利を留保するものとする。
2. 前項の定めは、SPMが本サービスの内容の更新、修正等を行う義務を負うものではない。

第18条（準拠法および管轄）

SPMと顧客との間で、本契約に関連する訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本契約に関する準拠法は日本法とする。

第19条（モニター会員にかかる特約）

モニター会員として本サービスの申し込みを行い、SPMがこれを承諾した顧客（以下「モニター会員」という）については、本規約の規定にかかわらず、以下各号の定めが本規約の他の条項に優先して適用されるものとする。

- (1) 第4条の定めにかかわらず、モニター会員の有効期間は、申込日の属する月の翌月1日を始期として、2ヶ月間とする。なお、第3条の定めにかかわらず、当該期間に限り本サービスの利用料金は無料とする。
- (2) モニター会員は、SPMが配信する本サービスの利用にかかるアンケートに回答協力することを条件とする。なお、当該回答内容は、本サービスの開発・改善、プラン構築の参考にする目的にのみ利用するものとする。
- (3) モニター会員は、オフィスの利用日時及び利用可能なオフィスの制限を受ける場合がある。また、利用状況等を鑑み、SPMの判断にて利用回数等その他利用条件に制限を設ける場合がある。
- (4) SPMは、前号のモニター会員の有効期間が満了する15日前を目途に、モニター会員から本サービスの本会員への移行の希望を確認するものとし、モニター会員が移行を希望する場合は、SPM所定の書面の提出、利用料金の支払いその他所定の手続きを行い、これによってSPMが承諾した場合、所定の期日から移行できるものとする。この場合、移行手続き完了後の本サービス利用においては、本条を除く本規約が適用される。なお、モニター会員の更新・再申し込み等はできないものとする。

2024年2月16日制定

(別紙)

本契約第1条に定める、ユーザーがオフィスとして利用できる施設は以下のとおりとする。

① コンフォート水道橋

所在地：東京都千代田区神田三崎町2-7-10

【利用条件等】

- ・利用規約：<https://www.relo-kaigi.jp/kiyaku/>
- ・利用可能日時：平日 10:00～18:00の間の2時間
- ・利用形態：自由席（フリーデスク）
- ・会議室は別途有料で手配可能
- ・食事：軽食持込可
- ・飲料：持込可（アルコール除く）
- ・1日料金：500円（税別）追加にて、終日利用可能

② カラオケルーム歌広場

所在地：本契約期間中運営されている各店舗

【利用条件等】

- ・利用規約：<https://utahiro.com/attention/tabid/79/Default.aspx>
- ・利用可能日時：平日 11:00～18:00の間の2時間

※1店舗あたり最大2時間まで利用可能

※1日に複数店舗の利用も可能（各店舗につき最大2時間までの利用）

- ・利用形態：個室
- ・食事：軽食持込可(店舗で注文可)/食事代金は現地精算
- ・飲料：ドリンクバー（ソフトドリンク）付き

※平日定額使い放題プランではカラオケの利用不可

(以下、余白)